# 環境にやさしい農業に取り組んで みどり認定を受けませんか?

一税制優遇や融資特例などのメリットもあります—

みどり認定とは、以下のいずれかに取り組む農業者(個人・団体)が 作成した計画を県が認定するものです。 ※取組は1つでも可

土づくり、化学肥料、 化学農薬の使用量低減 (土壌分析が必要)

有機農業の取組※

ちばエコ農業の取組※

特別栽培農産物の取組

土づくり+化学肥料& 化学農薬の使用低減

※有機JASやちばエコの認証は不要

温室効果ガスの 排出量の削減

施設栽培における 省エネ機器や 施設、設備の導入

水田の秋耕 作業効率化を可能 とするスマート 農機の導入 農林水産大臣が 定めている事業活動

バイオ炭の施用

プラスチックの 削減

水田の冬季湛水

家畜ふん尿中NP の環境負荷低減

など







など



堆肥散布

天敵活用

ヒートポンプの導入

水田の秋耕

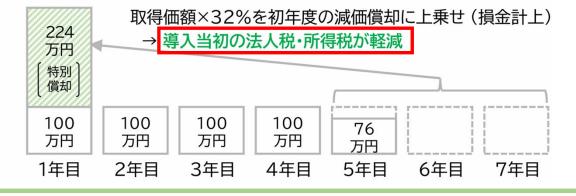
生分解性マルチの利用

## みどり認定のメリット

①計画に従って、化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる 設備等を導入した場合に、<u>所得税・法人税が優遇</u>されます。

#### 【特別償却のイメージ】

700万円・耐用年数7年の農業機械を導入 ※定額法の場合



税制対象の 設備一覧は こちら



## みどり認定のメリット

- ②融資の特例(日本政策金融公庫の無利子資金等)が活用できます。
- ③さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。

※対象事業の例:みどりの食料システム戦略推進交付金、

強い農業づくり総合支援交付金など

## みどり認定の申請手続き

## ☆グループでの申請をお勧めします【手続き簡素化】

同じ品目や取組を行うJAの生産部会など、グループ(団体)として認定を受けることをお勧めします。

## ☆既存の取組でも申請できます

既に認定対象の取組を実施している場合は、現状維持の目標を 掲げる計画でも認定が可能です。

※新たな設備等の導入を伴う計画の場合は除く。

特に、<u>エコファーマーの方は同じ取組で認定可能であるため、</u> みどり認定への移行をお勧めします。

#### 手続きの流れ

- ①認定対象の取組のうち、取り組む活動内容を検討します。
- ②5年間の実施計画と認定申請書を作成し、所管の農業事務所 企画振興課へ提出します。
- ③農業事務所で審査・認定を行います。
- ④計画に従って、取組や設備投資を行います。



申請

農業事務所



認定書 交付

みどり認定



実施計画等の作成

実施計画等の審査

詳しくは、千葉県ホームページを御確認ください。⇒ お問い合わせは各農業事務所にお願いします。



千葉県農林水産部環境農業推進課 Tel:043-223-2773